

## 第 22 号

## 令和 2 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	213,890人
	外	来	247,617人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	586人
	外	来	1,019人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		320,220千円
	医療器械及び備品購入費		1,278,690千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			24,417,444千円
第1項 医業収益			20,946,593千円
第2項 医業外収益			3,470,851千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			24,825,473千円
第1項 医業費用			24,090,488千円

第2項 医 業 外 費 用 734,985千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,058,486千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,908千円及び過年度分損益勘定留保資金1,053,578千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	7,359,454千円
第1項 企業債	1,528,000千円
第2項 負担金	829,256千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補助金	2,198千円

支 出

第1款 資本的支出	8,417,940千円
第1項 建設改良費	1,617,119千円
第2項 企業債償還金	1,560,821千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 1,528,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

12,252,316千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,740,000千円と定める。

令 和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 23 号

## 令和 2 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,800,000 k W h
	太陽光発電所	4,677,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	798,616千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,909,490千円
第1項 営業	収益	3,900,159千円
第2項 財務	収益	3,411千円
第3項 事業外	収益	5,920千円
支		出
第1款 事業	費用	3,680,327千円
第1項 営業	費用	3,561,866千円
第2項 財務	費用	2千円
第3項 事業外	費用	113,459千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額514,402千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額72,510千円，建設改良積立金354,560千円，水素エネルギー等導入加速積立金40,000千円及び過年度分損益勘定留保資金47,332千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収 入	324,314千円
第1項 固定資産売却代	1,014千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	304,867千円
第3項 そ の 他 収 入	18,433千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	838,716千円
第1項 建設改良費	798,616千円
第2項 投 資	100千円
第3項 一般会計繰出金	40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川口発電所2号水車発電機修繕事業工事請負契約	令和3年度	448,347千円
明神ダム巻上機等取替事業工事請負契約	令和3年度	15,166千円
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約	令和3年度	99,041千円
川口ダム第2駐車場拡張・造成事業工事請負契約	令和3年度	45,000千円
川口発電所荷下ろしクレーン取替事業工事請負契約	令和3年度	46,381千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,050,390千円

(2) 交際費 90千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 24 号

## 令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	67,243,950m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	28,652,500m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	184,230m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	105,730m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	78,500m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	740,275千円
		阿南工業用水道改良工事	31,329千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,243,555千円
第 1 項 営 業 収 益			1,185,427千円
第 2 項 営 業 外 収 益			58,128千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,197,125千円
第 1 項 営 業 費 用			1,142,071千円
第 2 項 営 業 外 費 用			55,054千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額431,420千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,030千円及び過年度分損益勘定留保資金365,390千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	525,231千円
第1項 固定資産売却代	1千円
第2項 補助金	78,300千円
第3項 他会計長期借入金	400,000千円
第4項 その他収入	46,930千円
支 出	
第1款 資本的支出	956,651千円
第1項 建設改良費	771,604千円
第2項 企業債償還金	118,380千円
第3項 他会計長期借入金償還金	66,667千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	250,061千円
(2) 交際費	10千円

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 25 号

## 令和 2 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,091千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		7,955千円
第 1 項 営 業 収 益		7,740千円
第 2 項 営 業 外 収 益		215千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,470千円
第 1 項 営 業 費 用		1,469千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額400,000千円は、過年度分損益勘定留保資金400,000千円で補てんするものとする。）。

支 出		
第 1 款 資 本 的 支 出		400,000千円
第 1 項 投 資		400,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 26 号

## 令和 2 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	179,851千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		103,839千円
第1項 営 業 収 益		103,050千円
第2項 営 業 外 収 益		789千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		102,572千円
第1項 営 業 費 用		102,571千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,086千円は、過年度分損益勘定留保資金179,086千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		765千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代		765千円
支 出		

第1款 資本的支出 179,851千円

第1項 建設改良費 179,851千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 27 号

## 令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数  | 5市町                     |
| (2) 年間総処理水量  | 2,205,000m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均処理水量 | 6,041m <sup>3</sup>     |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事業収益		998,966千円
第 1 項 営業収益		306,577千円
第 2 項 営業外収益		692,389千円
支 出		
第 1 款 事業費用		998,966千円
第 1 項 営業費用		859,346千円
第 2 項 営業外費用		129,070千円
第 3 項 特別損失		10,550千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 資本的収入		527,660千円
第 1 項 企業債		274,000千円

第2項 補助金	215,460千円
第3項 負担金	38,200千円
支 出	
第1款 資本的支出	527,660千円
第1項 企業債償還金	489,460千円
第2項 他会計長期借入金償還金	38,200千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ30,871千円及び35,298千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道整備事業	千円 274,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,919千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、354,772千円である。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門